

## 会 議 録

名 称	平成 2 7 年度 目黒区廃棄物減量等推進審議会（第 5 回）
日 時	平成 2 8 年 1 月 2 0 日（水）午前 1 0 時～正午まで
会 場	目黒区総合庁舎本館 1 階 E 会議室
出席委員 （敬称略）	安井、庄司、小林（か）、川原、松嶋、西崎、團村、小林（富）、亀甲、大竹、藤橋、 小林（雅）、角田、斎藤、清水、平田、大越
区側職員	荒牧環境清掃部長、織田清掃リサイクル課長、石田環境保全課長、伊藤清掃事務所長
傍 聴 者	0 名
配布資料	資料 1 目黒区一般廃棄物処理基本計画改定素案に対するパブリックコメント実施結果 について 資料 2 プラスチック製容器包装及び P E T ボトル分別基準適合物の品質調査結果につ いて
会議次第	<p><b>1. 開 会</b> 20 人中、出席者は 17 人であり、半数以上の出席があるため定足数を満たしており、 会は成立する。</p> <p><b>2. 議題</b> 以下、発言者名・名称は下記のとおり表記する。 環境清掃部長・・・・・・・・・・部 長 清掃リサイクル課長・・・・・・・・リ課長 清掃事務所長・・・・・・・・・・事務所長 環境保全課長・・・・・・・・・・環課長</p> <p><b>（1）目黒区一般廃棄物処理基本計画改定素案に対するパブリックコメント実施結果 について</b></p> <p>リ課長 （資料 1 により説明） 委 員 区職員に意見を募るとあるが、区職員の意見はどのように扱うのか。 リ課長 区職員の意見を募り内容を確認している。参考とするが、意見の公表はしない。 会 長 パブリックコメントと審議会との関係は、明確に定められていない。国では、 パブリックコメントに対する事務局の回答が審議会に出されることが一般的だ が、今回はそうではない。そのため、今日の審議会では、それぞれの区民意見に 対して、私が事務局であればこういう対応をするというイメージで議論をいただ きたい。今日の議論を元に事務局がパブリックコメントに対する回答を作成し、 それが次回の審議会に出てくることになる。パブリックコメントの意見は、計画 策定に関与した審議会の委員である自分達に突きつけられた意見という感じも あるが、自由な意見交換をお願いしたい。</p> <p>リ課長 （資料 1 のうち、第 3 章関連の 22 件の概要説明） 委 員 整理番号 4 の意見について、「環境よりも経済優先」と受け取られているが、</p>

	<p>計画案 20 ページ全体を見れば「経済優先」でないことは理解できる。</p>
会 長	<p>3層構造への意見があるが、計画の中でどのように書くかは難しい。個人ならば何でも書けるが、行政機関の領域を超えた意見であるため、計画書としては、現状肯定ではないことを臭わせるくらいしかできないのではないかと。</p>
委 員	<p>家の前に清掃工場があるので、区内に清掃工場があることはすぐにわかるが、知らない人が多いので、区に清掃工場があることを区民が認識できるような表現にしたい。</p>
委 員	<p>計画は3層構造を前提につくらなければならないが、その前提である3層構造に疑問を感じているものの、計画にどのように反映するのかについては結論は出ない。清掃一組の問題点を指摘することは計画書には馴染まない。</p>
リ課長	<p>区に清掃工場があることを知らない区民も含め、情報の共有という観点から、あえて3層構造を記載した。他区の計画では触れていないところもあるので、一歩、踏み込んだ記載だと認識している。区は審議会の委員の皆さんと意見を共有しているが、計画に記載できることは限られるため、P18で課題として整理している。</p>
会 長	<p>スペースに余裕があるため、少し詳しく記載してほしい。</p>
委 員	<p>清掃一組の議会はどのような構成で、目黒区からは誰が出ているのか。傍聴したことがあるが、透明でない印象がある。</p>
会 長	<p>区長と議長のみが関与している。</p>
委 員	<p>清掃工場を清掃一組が運営していることを知らない人が多い。3層構造について、私は審議会の委員をしているので知っているが、一般の区民は知らない人が多い。</p>
会 長	<p>目黒区からは区長と議長のみが出席しているという事実を記載すればよい。</p>
委 員	<p>難しいが、区長が清掃一組の構成員として、望ましいあり方を説明するというスタンスならば書けるのか。区は構成員として清掃一組に権限を委譲してしまっている趣旨を書くか。</p>
リ課長	<p>(資料1のうち、第4章関連の18件の概要説明)</p>
委 員	<p>意見番号26番で、重点施策の記載の順番についての意見があるが、計画案では重要な順から記載されているのか。重要な施策から記述することが一般的だと考えるが、事務局はどのように考えているのか。</p>
リ課長	<p>当審議会で、計画書P22の4つの柱の順番にあわせて並べるべきというご意見があったため、この順番になっている。また、6つの重点施策は、(取り組みの重要性について)ランク付けができるものではないので、4つの柱の順に並べることでわかりやすくなっていると考えている。</p>
会 長	<p>審議会においても、発生抑制が最も重要なので、4つの柱の順番にしたということである。</p>
委 員	<p>リユースやリサイクルはさまざまな仕組みができつつあるが、リデュースは仕組みがない。経済成長という観点から見ると、リデュースは経済規模の縮小にな</p>

	<p>るので、ごみ処理という視点からの発想である。発生抑制は最も大切な考え方であり、買い物ルールはその重要な要素であることから、計画書の順番は妥当と考える。</p>
会 長	<p>ペットボトルやパソコンの軽量化は進んでいる。しかし、消費者目線での発生抑制という仕組みがないので、消費者目線からも取り組んでいこうと言うことで、発生抑制に重点を置いた順番になっている。</p>
委 員	<p>100 円ショップで、つい余計なものを買ってしまう。自分では買い物袋を持参して、トレイはその場ではずしてお店に置いてくることにしている。OK ストアはトレイを使わない商品が置いてあり、レジ袋も有料である。買い物袋を持つことが基本であると考えます。</p>
委 員	<p>目標数値には客観的な根拠があるのか。類似自治体との比較など、客観的な説明があれば区民も納得するのではないかと。</p>
会 長	<p>数値目標には必ず達成しなければならないものと、理念的なもののふたつがあり、この計画の数値目標はこれらふたつの中間的な位置づけである。買い物はレクリエーションのひとつなので、今の経済では認めざるを得ない。そのため、この計画での数値目標は、企業の経営目標とは違って、必ず達成しなければならないということではない。</p>
委 員	<p>以前は、ごみが経済成長のバロメーターと言う面もあったが、GDP の経済指標と国の発表したごみ発生量との相関図を見ると平成 18 年頃から経済成長に関わりなくごみが減るようになった。</p>
委 員	<p>重点施策の順番だが、川上と川下と言うことであれば、川上が根本だから発生抑制重視という順番という理解でよいのか。</p>
会 長	<p>その通りである。</p>
委 員	<p>国に対して、生産者に対する責任を強化する制度を求めていくことを盛り込むことはできないか。</p>
リ課長	<p>国に対する要望は、可能な限りのことは行っているもので、事務局案として説明文言の追加を考えている。</p>
委 員	<p>整理番号 32 の意見で、特定の地域における有料化のモデル事業の提案があるが、事務局の考え方を聞きたい。</p>
リ課長	<p>この計画書は基本計画であり、大枠を記載することが前提とある。そのうえで、実行することが決まっている施策は記載できるが、決まっていないものは記載できない。整理番号 32 は、区内の特定地域を対象としたモデル事業であり、現段階で記載することは困難である。</p>
部 長	<p>整理番号 32 は、特定地域のみ有料化してお金を取るというご意見、整理番号 33 は有料化はやめること、というご意見である。有料化についてはいろいろなご意見がある。有料化はごみ減量の一つのアイテムであるが、区が単独で実施できるか、不法投棄はどうするのかなどの問題がある。特に、整理番号 32 のように、特定エリアを対象としてお金をとるということは考えられない。</p>

委員	有料化は目黒区だけでは導入できないということであれば、3層構造と関連してくる。主な課題に3層構造について書くことができるか。
会長	3層構造を突き破る鍵が有料化という考え方もあり、東京都で有料化を導入すると3層構造が壊れるという予測もある。
リ課長	有料化には、3層構造以前に、都市部特有の大きな課題がある。地方都市ならば街中に行政の境界は生じにくいですが、都市部では、隣接自治体間の制度の違いにより、不法投棄や越境ごみなどの問題が生じる可能性が高い。3層構造については可能な限り情報提供をしていきたいと考えている。基本計画の中での表現には限界があるが、様々な課題の解決に向けて、認識しておく必要がある内容として、計画に説明を盛り込んでいる。
委員	有料化については3層構造の問題も含むということであるので、慎重に検討していただきたい。
委員	整理番号26の重点施策の順番の意見は理解できる。たとえば、企業の経費削減は、目標値を掲げて大きな順、取り組みやすい順に実施して積み上げていくという考え方をする。この考え方をした場合には、重点施策3の生ごみ、未利用食品の問題が最も重要である。1万トン削減するという目標に向かって、効果の大きいものから並べていくべきでないか。
リ課長	区民1人1日あたり100gのごみ減量で年間1万トンの削減を目標としているが、これを実現するためには区民一人ひとりの協力が必要である。組成調査の結果を見ると、未利用食品も含む生ごみの減量に取り組むことが重要である。重点施策1の買い物ルールは、重点施策3を含む幅広いリデュースの取り組みを目指していると認識している。
委員	情報発信や普及啓発が重要であるが、計画書の説明会には自分を含めて2名しか参加者がおらず、現状としてさみしい状況であった。整理番号37の意見のように、情報を発信して、区民に認識してもらえよう工夫が必要である。
委員	我が家にも未利用食品があり、世田谷区は行政がフードドライブを実施しているので、目黒でも行う時期なのではないか。
会長	現在、東京都の廃棄物処理計画を策定中であるが、そこでも議論の対象になっている。
リ課長	燃やすごみの2.4%が未利用食品という調査結果もあることから、フードドライブ等に取り組んでいる民間団体とも情報交換しながら検討していきたい。
リ課長	(資料1のうち、第5章の4件、その他の2件の概要説明)
会長	今回の審議会から出た意見については、適切な形で組み入れてほしい。
<p><b>(2) プラスチック製容器包装及びPETボトル分別基準適合物の品質調査結果について</b></p>	
事務所長	(資料2により説明)
会長	容器包装プラスチックは不合格で、ペットボトルは合格ということ。

	<p>委員 この評価が変わると何に影響があるのか。</p>
	<p>事務所長 評価に応じて、再商品化の配分金が自治体に還元される仕組みである。</p>
	<p>委員 具体的に容器包装プラスチックがAランクだった場合とBランクだった場合でどのくらい金額が違うのか。</p>
	<p>事務所長 今回の評価で配分される拠出金は9月にならないとわからない。過去3年間の実績から再商品化にかかる費用を想定して事業者から徴収し、実際にかかった費用の差を配分する仕組みであるため、たとえばアクシデントで再商品化にお金がかかってしまった場合には、配分金がゼロになることもある。</p>
	<p>委員 このような情報についても区民に提供する必要があるのではないか。</p>
	<p>リ課長 計画策定に際しては、基礎調査を実施して様々なデータを採っているが、計画は大きな方向性を示すものであり、記載内容の説明として挙げられる情報には限りがある。その他のデータについては、施策を実現していく中で必要に応じて適宜提供していきたい。</p>
	<p>委員 容器包装リサイクル法による特定事業者から各市区町村へ支払われる拠出金の仕組みは大変難しく、理解している人はほとんどいない。再商品化は特定事業者の役割であるので、その費用（自治体が分別収集・選別した資源（ごみ）をより厳密に選別するために再度選別して再生資源化するまでの費用）は、先ほど清掃事務所長の説明にあったように過去3年間の実績から翌年度の再商品化にかかる費用を算出し、それを翌年度の特定事業者の支払うべき再商品化費用として予め当該年度当初に徴収しておかれる。自治体の選別がよければ、この特定事業者の再商品化段階での選別費用が少なく済むことになるので、その年度が終わったとき当該年度に実際にかかった費用とその予め徴収した費用の差が余剰金として残る形となる。容リ法改正以前はその余剰金の全額を負担金として、支払った特定事業者に全額返還していたが、前回の容リ法改正で事業者から予め徴収した金額と、実際にかかった費用の差をの1/2をAランクだった自治体に配分する仕組みとした。</p>
	<p>自治体の選別が予想よりきれいで再商品化の費用が節減できれば、節減できた分の半分を自治体に配分する仕組みである。</p> <p>再商品化の予想金額と実際にかかる金額の差が、自治体に配分する原資になる仕組みであるが、この原資が年々少なくなっている。拠出金を多く得るためには、よりきれいに選別する必要があり、区民は納豆の容器を水洗いするなどで、見えないところで膨大な負担がかかっている。また、容器包装プラスチックを選別するためには、袋を破く「破袋」という作業が重要であるが、機械では破袋しきれないため、選別のために人を余計置いているところもある。評価を上げるためには自治体でお金をかける必要があるため、拠出金が多ければよいという問題ではなく、また、区市町村の選別度合いがよくなればなるほど段々と特定事業者の再商品化費用が安く、余剰金の原資が少なくなるので自治体の選別努力が進めば進ほど余剰金が減り、その結果市区町村の拠出金が少なくなる。評価が高くて拠</p>

	<p>出金が少なくなっている。</p> <p>会 長 容器包装リサイクル法ができて 21 年になるが、現在は法改正ができない状態になっている。我が国の容器包装リサイクルは世界的に最も特殊なリサイクルである。欧米では、大規模な処理施設で自動選別をして、その範囲でできることをやっていくという流れである。アメリカ合衆国は、最終的には埋め立てればよいという発想であり、ヨーロッパは大企業による「ごみメジャー」ができつつある。我が国では、再商品化事業者が零細化して、コストがどんどんかかるようになっている。</p> <p>委 員 プラスチックのリサイクルは世界的な問題である。廃棄物として処理をする場合には、温室効果ガスが発生するが、COP21 では温室効果ガス排出ゼロを重要な課題にしており、たとえば、国内大手自動車メーカーは温室効果ガスの削減を考えない下請け企業は納品させないという方向が出てきている。次の一般廃棄物処理基本計画の改定では、温室効果ガスを出さない清掃事業という考え方が計画の柱になるのではないか。</p> <p>会 長 植物由来のプラスチックにすればゼロカウントになるが、プラスチックは焼却すると二酸化炭素が発生するため燃やせなくなる。自動車業界では、2050 年に製造から出る温室効果ガスの 90%削減を目指しているので、下請け業者は厳しいのではないか。</p> <p>委 員 ごみ処理の基本が変わってくる。そのくらいのことをやらないと、気候変動に対応できない。</p> <p>委 員 プラスチックに代わるものはないのか。</p> <p>会 長 プラスチックに代わるものはない。今世紀中に温室効果ガスの排出量ゼロを目指すことになる。火力発電所はなくなるなど大変革が起こるのではないか。</p> <p><b>3. 閉会</b></p> <p style="text-align: center;">以 上</p>
--	--